

平成29年宇治田原町総務建設常任委員会

平成29年12月13日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告

○総務課所管

・国際交流事業について

○企画財政課所管

・宇治田原町空家等対策計画の素案について

日程第2 付託議案審査

議案第71号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第72号 土地の取得について

議案第73号 宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施について

日程第3 各課所管事項報告

○建設環境課所管

・宇治田原町地域公共交通会議について

・町内観光周遊バス運行事業について

○プロジェクト推進課所管

・都市計画変更について

○産業観光課所管

・お茶の京都交流拠点整備推進事業湯屋谷茶工場改修工事の進捗状況について

日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員

7番 山本 精 委員  
12番 田中 修 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	田 中 雅 和 君
総 務 部 長	久野村 観 光 君
建設事業部長	野 田 泰 生 君
総 務 課 長	清 水 清 君
企画財政課長	奥 谷 明 君
企画財政課課長補佐	廣 島 尚 夫 君
企画財政課課長補佐	矢 野 里 志 君
税 住 民 課 長	長谷川 みどり 君
建設環境課長	垣 内 清 文 君
プロジェクト推進課長	山 下 仁 司 君
プロジェクト推進課 課 長 補 佐	谷 出 智 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
産業観光課課長補佐	富 田 幸 彦 君
上下水道課長	青 山 公 紀 君
上下水道課課長補佐	垣 内 紀 男 君
会計管理者兼会計課長	馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、12月6日の本会議に上程され、付託されました議案第71号から議案第73号及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

師走も半ばとなり、寒さも厳しくなってきました。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今月6日に開会されました12月定例会におきましては、一昨日、昨日と一般質問をしていただき、また本日は、公私ともご多忙のところ、総務建設常任委員会にご参集いただきありがとうございます。垣内委員長、松本副委員長のもと常任委員会を開催していただき、委員会に付託されました3議案、条例改正1件、一般議案2件につきまして審査をお願いするとともに、各課の所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案につきましては、担当課長から詳細につきまして後ほど説明を申し上げますのでご審査賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございました。

なお、本日、藤本議員、今西議員が傍聴に見えておりますので、ご報告しておきます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の国際交流事業について説明を求めます。清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、10月の常任委員会でご意見、ご指摘をいただいております国際交流事業につきまして、これまでの経過も含め説明をさせていただきたいと存じます。

お手元のA4、両面刷りの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1番、お茶の京都促進（拡充事業）でございます。「お茶の京都」の取り組みといたしまして、次の3点を達成するため、京都府と連携する中で、中国雲南省訪問事業を計画したところでございます。1つ目には、お茶の京都のターゲットイヤーである本年に、世界的に有名であるプーアル茶の産地、中国雲南省を訪問することによりまして、茶文化、お茶のPRの仕方、輸出の取り組みなどの知識を深めることによりまして、本町の緑茶の流通拡大にもつなげていきたい。2つ目には、本町は、以前に中国雲南省を訪問し、お茶を通じた交流を進めてきましたが、年数もたっており、町長もかわりましたことからトップ同士での話をしたい。3つ目には、雲南省の訪問をきっかけに、今後のお茶を通じた交流をつなげていきたい。以上のことから、中国雲南省を訪問する事業を計画したところでございます。

訪問時期につきましては、当初、11月10日、11日に、文化パーク城陽で、「お茶の京都：産業・国際交流プログラム」として雲南省のブースを開設されるに当たり、京都府とともにお願いも兼ねまして事前に訪問する予定をしていたところでございます。

そのような中、中国では共産党大会が10月18日に開催されることになり、それに伴います人事でありますとか大会の準備等々、中国の国内情勢もある中でなかなか日程がとりづらい状況となりましたことから、中国の国内情勢が落ちついた後、産業国際交流プログラムのお礼の報告も兼ねまして、雲南省に訪問することとしたところでございます。つきましては、当初の目的を達成するため、再度、雲南省省政府外事弁公室でございますけれども、こちらへ訪問日程を調整しているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、引き続き雲南省への訪問に向け日程を詰めていき、日程が決まりましたら、議会のほうにも報告をさせていただくというふうに考えておるところでございます。

訪問予定者といたしましては、町長、町議会の代表者、担当を予定しております。また、通訳につきましては、別に依頼する予定でございます。

裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

2番、英語圏交流先の調査・検討でございます。下のほうに、参考にもございますとおり、本町と諸外国との交流についてのアンケート調査では、交流を深めたい国として、1位がアメリカ合衆国、学びたい外国語では、英語が1位との調査結果が出たところでございます。そこで、本町といたしましては、英語圏の領事館を通じまして交流先の検討を行うとともに、近隣の市町へ先進事例の聞き取りを行い、京都府国際課や京都府国際センターを通じた情報収集を行う中で、英語圏の交流先の検討はもちろんのことでございますけれども、交流の形態でありますとか交流の対象者などを検討しているところでございます。

今後も、関係機関と連携する中で検証・検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 当初の計画から変更するというところで、それは中国の内部事情ということでございます。この状態でいきますと、調整中ということなんですけれども、いつごろをめどに置いているのか、まずその辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 訪問の日程につきましては、明くる年の2月中ということの基本に、現在雲南省省政府と調整をしているところでございますけれども、なかなか先方の都合もございますので、もう少し調整幅を広げた範囲で引き続き雲南省省政府と十分協議、調整を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 2月というと、町長も、それから議会も3月に向けてのそういう忙しい時期であるし、また、お茶の京都のイヤーの茶香服の関係もありますから、実質的にちょっと難しいんじゃないかなという気がするのが1つ。その点についてはどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 副委員長おっしゃられるとおり、お茶の京都で茶香服大会等が予定されているところでもありますし、2月は日数的にも少ない月でありますのでなか

なか難しいというのは、今調整をしております感じておるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、もう少し範囲を広げた形で先方と話をする中で、一番双方が合う日を何とか調整してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） それと、2点目の英語圏の交流先の関係については、これはもう次年度に向けてという、そういう判断でいいのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 昨年度にアンケート調査をさせていただきました、現在も京都府国際課でありますとか、京都府国際センターあるいは自治体国際化協会、京都府の教育委員会など関係機関に照会をしているところでございます。なかなかいい返事が返ってきていないのが実情ではございますけれども、そのあたり関係機関と十分協議、照会をさせていただく中で現在も進めておるところでございます。場合によっては、来年度も含めて検討することになるかもしれないというのが現在の状況でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） それと、この結果の公表というのはされたんですか、アンケート結果。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） アンケート結果につきましては、常任委員会での報告はさせていただいておりませんが、予算委員会の中でご質問がございましたので一部ではございますが、公表といたしますか、お答えをさせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 子どもたちにもあれですか、オープンしているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 学校を通じてアンケートの調査結果をお知らせするべきところでございますけれども、現時点ではまだできていないのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） もう最後にしますけれども、いずれにしても感じるのは、前回

にも10月のときに話していますけれども、こういう段階の話というのは年度かわる前の話なんです。こういうアンケートの結果をとっている以上、やっぱりこの対象となった子どもたちにもオープンにしてあげるといのは、これは当然だと思うんですよ、やっぱりアンケートをとる意味から。だから、余りにもちょっと、いろいろな印象ですけども、やっていることが唐突感があるし、また非常に脈絡が通っていない、そういうイメージを持ちます。これからの問題としてやはりステップを踏んでいかないと、実際のこういう成果はきちっと得られないというふうに思いますんで、今後注意していただきたいなというふうに思います。どうでしょうかその辺は、どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 先ほどご指摘いただきましたアンケート調査結果は、学校を通じて子どもたちに伝えることも近々にしていきたいと思っておりますし、また、ご指摘いただきましたステップを踏んでやっていくというのは非常に重要なことかというふうに思っておりますので、関係機関とこれから十分協議していく中で、詰めていく中で何が一番本町にとって、国際交流、これから単年度ではなくて続けていける交流ができるのかというのを十分検討しながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副委員長（松本健治） 以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 英語圏の交流ということで、この中国の関係では本町の緑茶の流通拡大にもつなげると、参考にするというようなことで中国にも行くというようなことなんですけれども、ぜひ英語圏での販売拡大につながるような、そういうような思いはありますか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 現在、英語圏との交流につきまして想定しておりますのが、自治体間の交流でありますとか、青少年の交流といったことがメインで考えておるところでございます。自治体間の交流でいきますと、農業でありますとか、そういった産業の交流もありますし、国際的なイベントに参加することによって文化的交流、スポーツ交流なんかも想定されると思います。まだまだ何に主眼を置いて交流を進めていくかというところまでは詰まっていないのが現状でございますので、どういったメニューといいますか交流の仕方があるのか、関係機関にも十分お聞きする中で、今後、そのあたりも検討していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 今ね、和食ブームとかで緑茶等も取り上げられている時期でございますので、本町の強みを生かしてそういうようなところと交流ができるように、それも一つとして捉えていってほしいなと思います。これは要望しておきます。結構です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 大体聞かれたんでちょっとだけですけども、裏の2番のほうから、英語圏。これ、ことしは結論を出すのは無理だと思いますけれども、次年度内に、1年以内にまとめることはできますか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 28年度にアンケートもとっておりまして、本来でしたら、今年度に一定のめどをつけるべきところがございますので、鋭意努力してまいりたいというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） ぜひとも1年以内にまとめて、次年度に即実行できるように、予算化も考えていただきたいと思います。これは要望しておきます。

表に戻りまして、お茶の京都、11月10、11日、これはもう済んでしまったことでこれはもうしようがないと。次、それについて10月18日、共産党大会、こんなもん降って湧いたみたいに大会するわけやあらへんし、ずっと計画してやっているもので、せやからこれはもう予測できていたと思うんです。なおかつ、これ、2月に行こうと、極度に無理して行くんだったらこれはもうやめて、また違う方向も考えていかないと収穫のないのに行っても意味のないことやしね。

外国へ行くんやから相当やはりスケジュール的にも日程的にもありますけれども、パスポートの問題もあるし、持っている人はすぐ、あそこは今もう入国ビザは即とれるわ。だから行くんなら1週間以内に、1週間以前やったら届けもとれることやから行けないことはないけれども、パスポートのない人でしたら、そう簡単にすぐ取得して行けるものでもないし、その点どう思われますか。2月中旬ということを目標に置いているんですしたら。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 最初に説明させていただいた3点の目標、訪問に向けての目標を達成したいというのが趣旨でございますので、できる限り日程を先方と詰めていきたいというのが今の現状でございます。ただ、今、委員さんおっしゃられたとおり、日程



としては非常に厳しいのは確かでございます。今後の日程調整も含めて、またどういった状況になったかというのも議会に報告をさせていただきながら、ご相談させていただきながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 最後に視察先、雲南省の視察先はどこですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 旅行の日程としましては、2泊3日で考えております。雲南省の省政府はもちろんでございますけれども、あと、今想定でございますけれども、しっかり詰められておらないんですけれども、茶販売企業でありますとか、茶製造企業といったところの視察も含めて行ければなというふうに予定をしておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 都市名とかは決めてない、そこ絞ってはいないんですね。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 雲南省の昆明市（こんめいし）、中国では「くんみん」と言うんですけれども、昆明市を予定しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管の宇治田原町空き家等対策計画の素案につきまして説明を求めます。奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） おはようございます。

続きまして、企画財政課所管の案件といたしまして、宇治田原町空き家等対策計画の素案についてということでご説明を申し上げたいと存じます。資料といたしましては、1枚物のと、計画（素案）という冊子、これを使用させていただきましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1枚物のほうでございますが、これまで本町では空き家、いろいろ対策を進めておるところでございますが、まずは平成27年の特別措置法の施行を受けまして、いろいろな取り組みを進めておるところでございますが、こうした中、平成27、28年

にかけまして、本町では実態調査、また空き家の所有者意向調査等を実施してまいりまして、これらを踏まえまして、今年度、空き家の利活用という部分と特定空家と言われる非常に危険な空き家等につきまして、そういうものの対策等を定めるという大きな2つを柱といたします空家等対策計画の策定を進めておるところでございます。

これまで、外部委員会におきまして2回会議してまいりまして、今度12月18日に第3回目の会議を開いていただく予定でございますが、本日は、18日に計画（素案）というものを今度お出しするんですけれども、それを本委員会であらかじめご説明を申し上げたいと考えておるものでございます。

計画（素案）のほうに移らせていただきます。まず、2枚開けていただきました1ページをごらんいただきたいんですけれども、まず策定の背景と目的ということで、全国的に空き家が年々増加してございます。その結果、防災・防犯、安全、環境、景観等の面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすものもございまして、早急な解決が求められておるところでございます。

そうした中、国では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」、空家法と呼んでございますけれども、この法律を制定いたしまして、総合的に空き家対策を進めるという法整備を行ったものでございます。本町でも、こういう背景を踏まえまして、空家等対策計画を策定しようとするものでございます。

2ページをごらんください。この計画の位置づけですけれども、法に定める空家等対策計画でございまして、法律に即しまして策定するもので、その推進に当たりましては本町の第5次まちづくり総合計画、また地方創生の総合戦略等関連計画との連携・整合を図り、進めていくものでございます。

3ページをごらんください。この計画期間は、平成30年度を初年度として平成34年度までの5年間としております。また、対象地区は宇治田原町内全域とし、3ページ後段にございますように、まず定義でございまして、空家等ということと、特定空家等につきまして定義を定めてございます。法律に基づきまして、空家等というのは、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地と。そして、特定空家等というのは、これのうち次のいずれかの状態にあるということで、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれの状態とか、著しく衛生上有害となるおそれのある状態というようなものを特定空家と位置づけるものでございます。

4ページをごらんください。このような法の定義等がある中で、本町の今回策定しようとする空き家の位置づけでございまして、今も申し上げましたように、空家法

では、空き家というのは、居住その他の使用がなされていないことが常態であるというように法律では定められておるんですけれども、常態であるというのは、いわゆる一般的には建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば年間を通じて建築物等の使用実績がないというようなことが1つの基準になろうかと思われま

すが、いまして、法律的には1年間住んでおられない状態が空き家というように一定定義されるんですけれども、実際には1年未満であっても、放置されて周辺に悪影響を及ぼすようなケースもございます。したがって、本町ではこの計画におきまして、よりきめ細かい対策を推進するために、一般的な空き家を意味する、人の住んでいない、また使用していない建物、これを基本的に対策の対象としたいと。

どういふことかと申しますと5ページをごらんいただきたいんですけれども、一番大外枠に要は人の住んでいない、そういう使用していない建築物、これを本町でいう、この計画でいうところの空き家等と定めまして、そのうち法律に定める空き家等というのは一定1年程度住んでいないものと。なおかつ、その中に、特に危険な特定空き家というものがあるということで、3段階のレベルがあろうかと思っておりますけれども、本町では一番大外枠からこの計画にうたっていかうというものでございます。

どういふ方向かといいますと、5ページの後段にございますように、横軸は、本計画に定める空き家の定義、それから中ほどが法律に定める定義、一番右が特定空き家。そして、縦軸が、所有者による適切な管理、これはもう本町で定める空き家。それから、法の空き家、特定空き家、全て適切な管理を求めていくんですが、特定空き家の措置といたしましては、一番右に特定空き家と位置づけられたものをそういう措置、指導等をしてまいると。利活用に関しましては、本計画に定める空き家、それから法律に定める空き家と、要は特定空き家でないものについては利活用も推進していかうというような位置づけでござい

ます。飛びまして、18ページをごらんください。このような状況の中、先ほども申しましたように、これまで実態調査ですとか、所有者さんの意向調査を進めてまいりました。その結果、19ページをごらんいただきたいんですけれども、これは基本的には暫定基準と呼んでおりますが、本町におきまして一定整理をしたものがA、B、C、D、この4つのランクに分けさせていただきました。Aは管理に特段問題がないよと、そのまま利用可能32件、B、比較的小規模な修繕で利用可能が64件、C、現況のままの利用は困難31件、Dが倒壊の可能性があるので、現況のままの利用は不可能というのが15件、合計142件ということで、現在、私どもでは把握をさせていただいておると

ころでございます。

後ほど申し上げますが、暫定基準に基づきまして私どもで一定整理をしたものでございまして、いわゆる特定空家と言われる危険な建物につきましての判断基準につきましては後ほど申し上げたいと思いますが、Dといわれるような15件が、それにほぼなってくるのではないかなというように考えてございます。現状の空き家状況は以上でございます。

こうした中で、本町における空家対策をどういうふうにしていくかということにつきましては、21ページ以降に記させていただいております。対策を進めていく上での主な課題を4つ整理させていただいております。21ページの後段にございますように、1つは、所有者等による空家の適切な管理の促進、それから、2番目は22ページをごらんいただきたいんですけども、空家の活用を促進する措置の構築、3番目、特定空家等に対する措置のルール化、そして23ページには空家に係る相談体制の充実ということで、この4つの大きな柱を25ページから44ページにかけて、詳細、具体的にどのようなことをしていくんやということを載せさせていただいておりますが、本日は細かな説明を省略させていただきます。

もう一度、最初の1枚物のほうにお戻りいただきたいんですけども、この計画に位置づける4つの方針、この表の中の左側でございますが、4つの方針に対しまして実施事業の例といたしましては、1番目の方針につきましては、例えば空家セミナーとか相談会を開催してまいります。2番目の空家の活用を促進する措置としては、空家バンクを現在しておりますが、その充実、また農泊等のモデル事業の実施、各種補助金制度の検討などにより対応していきたいと。3番目の特定空家に対する措置のルール化ということで、これは後ほど申し上げたいと思いますが、特定空家判断基準を策定してまいると。空家に係る相談体制の充実ということで、ワンストップ窓口の設置や外部事業者との連携とそういうものをうたってまいりたいと。

簡単に申し上げましたが、これが25ページから45ページにうたわせていただいておりますものなんです、ここで特にご説明を申し上げたいのが、34ページをごらんください。この計画の大きな柱として、利活用の部分と特定空家に対する措置、これを大きな2つの柱とさせていただくと申しておりました。これまで利活用に関しましてはいろいろな機会を通じてご説明させていただいたところかと存じますが、特定空家の指定する基準、これは初めて今回お示しさせていただくものでございます。

34ページからごらんいただきたいんですけども、空き家の中でも特定空家という

のは、住民生活に悪影響を及ぼしてしまうことから、必要な措置を講じる必要がございます。後ほど申し上げます法定協といわれる協議会で組織し、そういう中でご意見を聴取しながら行政による適切な指導をしてまいるわけでございますが、その前提となる判断基準を今回設けさせていただきました。

要は、どういう基準に合致すればいわゆる特定空家となるのかというのは、法律では各市町村独自に定めなさい、一定のガイドラインはあるものの市町村独自に定めなさいと、地域状況に応じて独自に定めなさいということでございますので、それをもとに本町で案として今回お示しさせていただくものが、35、36、37でございます。

大きく判断基準2つを用意してございます。特定空家と判断する基準といたしましては、まず35ページ、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態ということで、この表の中には、例えば建物の傾斜ですとか、基礎の状態ですとか、屋根とか窓、という、そういうようなものがどうなっているかというそれぞれの状態に応じて点数を右に記してございます。そのどこに合致するかをチェックしてまいります。

そうしますと、36ページをごらんいただきたいんですけども、こちらでも外壁とか門とか塀とかそういう部分もあるんですけども、そういう点数を数値化していきまして、36ページの中ほどに①合計というのがございます。ここに合計点数が出てまいります。そして、この表の下側に②周辺への影響、危険の切迫性の有無という状態が認められる場合は、②の横にも丸をしていただくと。もちろん客観的な判断でございますので、その場合には理由とか状況をこちらにご記入いただくんですけど、①の点数と②に丸があるかないかによって判断していくんですけど、36の判定というところにありますように、①が「100点以上」で、②のところにも「○」があった場合、これはもう特定空家等と判定していきたくと。①が「100点以上」だけでも、②は「×」の場合、または①は「50点以上99点以下」なんだけれども、②が「○」の場合には、特定空家には至らないんだけど、「要観察空家等」と判定する。

この要観察空家等というのは、所有者さんに適正管理を促して助言等を行っていくんですけども、それでも一定期間改善が見られない場合は、特定空家に関する検討も行っていくような、昨日の一般質問で私お答え申し上げました、いわゆるグレーゾーンと言われるようなイメージで思っただけならば結構かと思うんですけども、そのような位置づけをしてまいりたいと。

37ページでございます。今のは客観的に外壁とか屋根とかそういうものを点数化し

て判定するものでございます。もう一つの判断といたしまして、37ページ、判断基準（2）放置すれば、衛生上有害、景観上支障、生活環境の保全上支障のおそれがある状態ということで、こちらは点数化というよりも近隣付近にどういった影響を与えているのかという観点から調べるものでございまして、衛生上とか景観上、生活環境の保全上、そういう観点から、例えば衛生上の問題であればごみ等が放置されていると、非常に臭気の発生があるというようなことで、これは事象があるかないかを右欄の①に丸をしていただいて、なおかつ、それが周辺への影響、危険性の切迫性があると認められれば②にもチェックをしていただくというような評価の仕方でございます。37ページの一番下でございますように、①及び②どちらも「○」がついた場合、これは特定空家と判定していこうと。①が「○」で、②が「×」の場合は、先ほど申し上げましたように「要観察空家等」と判定していこうというようなことで、先ほど申しました（1）の基準で特定空家になる場合、また、別に判定基準（2）の場合は、これを適用してこちらのほうで特定空家になる場合、2通りあるんですけれども、こういう基準に基づきまして一定判定をして、特定空家の基準を達するものがありましたら法定協においてご判断いただいて、特定空家と認定、指定していこうというものでございます。

実際にこういう特定空家になりますと、以後どのような形になっていこうかというのが38ページ以降でございまして、まずは所有者の事情の把握に努めまして、法に基づきまして立ち入り調査もできるようになります。

そして、39ページで措置の手順を書いております。まず、一番最初は、助言又は指導ということで、状況が改善されない場合は、所有者等に対して助言、指導。それでも改善が見られない場合は、助言又は指導の内容を講ずるよう勧告を行うという手順になります。

そして、40ページをごらんいただきたいんですけれども、それでもあかん場合は、今度は命令ということになりまして、最終的にそれでも十分な対応がされない場合は、行政代執行、法律に基づくような、そういう手順に進むと。なかなかここまで至るには年数も要しますし簡単にできるものではございませんが、手順といたしましては、こういう流れで進めていくというものになるものでございます。

ちなみに、最後、45ページをごらんいただきたいんですけれども、こういう事務的に基準を適用して調査いたしまして、それをご判断いただく会といたしましては、現在は計画を策定いただく協議会でございますが、これを来年度以降、現在のメンバーさんを基本といたしまして、今度は法律に基づく法定協、空家対策協議会というような法定

協に移行いたしまして、有識者等と協議しながら特定空家としての判断をしていく、また各種指導等をしていく、そういうようなご協議を進めていこうとするものでございます。計画は以上でございます。

もう一度、最後、1枚物にお戻りいただきたいんですけども、このような内容を今度18日の第3回目の策定協議会でご説明をさせていただき、ご意見をいただきます。

次のステップといたしましては、こちらにございますように1月にパブリックコメントも実施していきたいと考えてございます。例えば18日の会議で大幅な修正がないようであれば、年内にもパブリックコメントをスタートできればと考えてございます。大きな修正があれば、1月からパブリックコメントを実施していくというような流れになるかと思えます。

その後、パブリックコメントを受けまして、第4回目の協議会を2月に開催させていただき、3月には計画の策定に至りたいというように考えておるところでございます。このような形で、今度18日に会議をかけさせていただきたいと思っておりますので、事前にご説明とさせていただきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） この空き家の問題は、一般質問でも相当私もやらせてもらいまして、大分進んできたと思います。その中で、きょうもお聞きしましたところ、何ページでしたかな、Dが15件あると、特定空家です。この15件を例に挙げると、所有者はほぼ管理は充実しておられますか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 一定課税状況等の情報から所有者等も特定はできておるのがほとんどなんですけど、ただ、相続問題等がございましてなかなかその撤去とか実際の処分とか、次のステップに移れないというのも多々ございます。確かにこういうような特定空家になり得るような建物というのは、やはりいろいろな案件が複雑に絡んでおるといようなケースが多いのが実情でございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

この15件の中ですけれども、相続云々よりも、現状として電気、ガス、そういうふうな管理はどうなっていますか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 基本的にはかなり前から住まわれておられなくて、もうぼろぼろになっているというような状況の建物がほとんどでございまして、電気、水道、ガスとかいうのは、もうないようなそういう家が全てかと考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） ということは、廃墟やから解体、最終的には。それは町のほうから指導はしているんですね。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） アンケート等を通じまして、また先般もセミナーをいたしまして、私どもが把握している全件に対しまして開催通知もしておりますので、一定の啓発もしてございますが、まだ直接、交渉にまで至っていない部分もございますが、引き続きそういうところの対応は進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） まとめますけれども、これも聞けば聞くほどまた時間もかかるんで、最終的に処分しやんなんと、強制代執行もそらまあありますけれども、要らん税金も使わんかてええ方法として、更地にすると税金が上がる。それから考えたら、以前にも委員会でもちょっと意見したと思うんですけれども、宇治田原町だけでも更地にすると固定資産税も免除するとか軽減するとか、相続のときもそらもう廃墟だって、そういう特定空家があるよりもなかったほうが観光客も、見てくれもよくなるし、そういうことをやはりメリットをつくること自体が解決方法やと思うんですけれども、その点、副町長、どうお考えですか。

（「難しいな」と呼ぶ者あり）

○委員（谷口重和） 難しいことあらへんやん。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 即答をちょっとしかねるんですけれども、今、副議長がおっしゃった趣旨はよくわかるんです。しかし、法律等で更地のものにつきましては、いわゆる宅地建っているところは6分の1に減額という法律等で決まっている中ですので、それを今回、廃墟といいますか特定空家についてのみそうするのか、そうでなくして自分の都合といいますか、自分で自主的に解体されている方に対してどうするのかというところもありますので、特定空家、確かに周辺に影響とかそういう状況は、できるだけ周りとしても本町としてもやっていただきたいところではございますが、その結果、税金まで、税金は安いままにしておくといういわゆる特別扱いをするということが果たして負



担の公平性といいますか、そのあたりのことも絡んできますので、今のご意見につきまして承りまして、やはり内部のほうで十分検討していきたいし、あるいは近隣市町村等の動向もつかんでいきたいと、こんなふう考えているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 最後に。よくわかります。法があれば、税の軽減ができない場合、逆から考えたら更地にすると、解体することによって2倍になることやからそれに補助出すとか、要は補助出すということは軽減イコールやから、そこら辺もやっぱり考えていてね。でなかったら、潰して税金高くなるということは更地にしたら損やから、そんなもの解体するわけあらへん。ましてやそんな遠いところに住んでいてやね、相続していて、そんなんその家さわったらまたお金払わんなんねんやったら、ましてそんなんする人が減ってくる。そこら辺やっぱり町独自でそんな施策を考えんとやね、こなん前から、そんなん進んでいるけれども、時間かかって、こなんまとめよう思うたら3年、5年先になったってまとまらへん。まとめたかてでっせ、さあ強制執行かけますよ言うてすぐかけられるもんでもあらしませんやろ、やっぱりその手順踏んでいかんならん。そのこと思うたら簡単にできると思うねんけどね。補助出します、補助出したら解体する、税金ちょっと上がったかて補助金が多けりやそのほうが得やったら、それは所有者もそのほうを考えるし、これは一応考えてください。要望です。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前10時47分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告につきまして終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時51分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分にかかわる事項について進めます。

日程第2、付託議案審査につきまして、議案第71号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） おはようございます。

それでは、議案第71号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明申し上げます。資料をごらんいただきますようお願いいたします。

本条例につきましては、第7次地方分権一括法の規定による公営住宅法の一部が改正されました。これによりまして、結果、条ずれが生じたので所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第15条第2項中の「公営住宅法施行規則第8条」を「同第7条」に改めるのと、第35条中の「令第11条」、つまり公営住宅法施行令第11条を「令第12条」に改めるというものでございます。

施行規則の第8条につきましては、第7条が削除され、条がずれたことで第8条を第7条にしているものであり、同様に施行令第10条というのが追加されましたので、この第11条が第12条というように条番号がずれたものでございます。

参考としまして記載しておりますのは、ずれを生じた条項の内容でございます。以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますから、質疑はこれにて終了します。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第71号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第71号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、土地の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは続きまして、議案第72号、土地の取得についてのご説明を申し上げます。

財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今般、対象となる用地につきましては、町道南北線の道路用地でございます。所在は大字立川小字坂口14番、外9筆でありまして、地目は山林、数量につきましては、全部で5,783.86㎡でございます。取得予定金額は9,659万1,000円でございます。また、相手方につきましては、有限会社宇治田原優駿ステーブル、外1名でございます。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(垣内秋弘) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員(谷口重和) 土地の取得ですけれども、取得金額はどういうふうな算出方法でされましたか。

○委員長(垣内秋弘) 垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) 取得の金額算出根拠につきましては、土地鑑定士に委託しまして、鑑定士の結果を踏まえまして用地の算出の単価を出しております。

○委員長(垣内秋弘) 谷口委員。

○委員(谷口重和) 鑑定士は複数ですか、単体、単体というか1社ですか。

○委員長(垣内秋弘) 垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) 1社に委託しておりますので、1名かと思えます。

○委員長(垣内秋弘) 谷口委員。

○委員(谷口重和) それで、これ失礼ですけれども、確実なものですか。

○委員長(垣内秋弘) 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 不動産評価の鑑定士に委託しておりますので複数、1名、単体というのはいちよつとあれですけども、確実なものというふうに確信しております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それ以上は聞きませんが、私の考えでは鑑定士もいろいろあって、複数の場合、数字が変わってくる可能性もあると思うんで質問しただけで、単体で、それで複数でも同じ金額であるというならば、それはそれでいいと思うんで、それが聞きたかっただけです。終わります。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、谷口委員からもありましたけれども、不動産鑑定士が1社だけやということですが、この土地ですけども、新庁舎の用地ともかかわって大きな金額になると思うんですけども、土地取得額を1平米あたりに計算してみたら1万6,700円になります。例えば庁舎用地が1万5,000平米、今回の道路用地が5,700平米として、大体2万平米になると思うんですけども、先ほど言われたけれども、1社だけで、鑑定士によって変わるかもしれへんし、1,000円違うだけで2,000万の差が出ると思うんです。それは谷口委員は、それやったらそれでええと言いはったけれども、複数の鑑定士にやっぱり依頼すべきやと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 不動産鑑定士という国家資格のある方ですので、今おっしゃられる複数であれば単価が変わるというのが我々は思っておりませんので、1社の鑑定評価が今回の単価根拠であるというふうに認識しておりますので、これで進めたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） その中で、今回の土地取得地の固定資産税の算出に当たっての評価額というのはいかがでしょうか。そんなんわかりませんか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今、数字を持ち合わせておりませんのですぐには答えられないですけども、どうしましょう。

○委員（山本 精） もしわかれば。

○委員長（垣内秋弘） それはいつごろわかるんですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 02 分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

久野村部長。

○総務部長（久野村観光） ただいまのご質問でございますが、特定の方の固定資産税の評価額等につきましては個人情報に関係もございまして、明言することはできないところでございますが、その近傍等、もし公示価格等で公表されている数字がございましたら、また後ほどご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） これは山林で評価されているんですね。固定資産税は。山林ですね。それも言えないんですか。宅地並みということなんでしょうね。

○委員長（垣内秋弘） ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 03 分

再 開 午前 11 時 03 分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

久野村部長。

○総務部長（久野村観光） すみません。先ほどの評価の関係でございますが、登記上はこの取得については山林とさせていただいておりますが、現況評価につきましても何でさせていただいているかというのは言明できないという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。その辺は言明できないということですが、不動産鑑定額そのものも言えないというんですか、その辺はどうですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） はい、それも申し上げることはできません。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。この辺の土地の周辺で、公表されている土地の評価額はわかりますか、例えば公表されている。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 先ほど久野村部長もご答弁があったというふうに思うんですけれども、周辺で公表できる公示価格等があれば調査の上、再度ご報告させ

ていただくというご答弁やったというふうに認識をしております。その上で、答弁できるかできないかという周辺のことで公表されているものは何だということになりますと、道路の路線価になろうかというふうに思います。路線価につきましては、以前にもご報告をさせていただいておるんですけれども、南北線自体につきましては、今整備ができてございます部分についての路線価というのはございます。これは金額的には1万9,600円やったというふうに記憶をしております。あわせまして、今度立川糠塚寄りの6の1号線なり、通峰線についての当然路線価もございます。6の1号線については1万5,300円程度の路線価であったというふうに認識をしておりますが、申しわけないですけれども、通峰線につきましては、今確かな数字というのが記憶にございませんので、一応わかる範囲でご答弁のほうをさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） こちらのほうでちょっと調べさせてもうたんですが、南北線の今、須河車体が持つてはる土地ありますよね、あれで評価額は今7,680円、1平米当たりというふうに載っていたんです。それから考えたら、この1万6,700円というのは確かに倍以上になるんで高額ではないかなというふうに思います。

私たちが業者の専門家に土地を見てもろて、いろいろと調査してもうたんですけれども、結果1坪3万円ぐらいじゃないかというふうに言われてました。だから、1平米9,090円ぐらいというふうに思うんですけれども、これでいくと全体的にいうても5,250万円ほどになるんです。だから、その差がやっぱり4,400万、こんだけ大きいというのはやっぱり問題やないかと思うし、不動産鑑定額って一体、前に不動産鑑定額が高いとか、確かにそういうふうなことを言われていたと思うんですけれども、幾らぐらいかかったんですか、鑑定額。鑑定額ではなくて鑑定料やね、すみません。不動産鑑定料、委託料。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 確実な数字ではないんですけれども、記憶の中では70万程度であったというふうに記憶しております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） こういうふうな重要な議案を審査しているわけですが、資料がなかなかそういうような点での金額とか、どういうふうな基準でやったかとか、先ほど言われましたけれども、不十分やと思うんです。これではなかなか審査というても難しいと思うんですけれども、町長が言わはるとおりにこの議案に対して賛成せえという

ふうなことを言われているのと同じやと思うんですけども、こんなことではね、もう少ししっかりした算定基準とか、いろいろなものを含めて不十分じゃなくてきちりしたものを出して審査するようにしなあかんと思うんですけども、こんなことではこの問題についても賛成できないというふうに思うんです。その中で、住民に対してどういうふうな基準でこんなやられてるんやということに対して説明もでけへんし、我々議会としても責任とれへんと思うんですけどもね。こういう議案には賛成することができないと思うんですけども、そういう点で本当にそういうふうな問題しっかりと、何が基準になってこういうふうな額になったかということによって……

○委員長（垣内秋弘）　まとめてもらえますか。

○委員（山本 精）　どれぐらいで、どの鑑定額等も含めてしっかり出してもらおうような形でやらんとあかんと思うんですけども、そういうことを申し添えて質問のほうは終わります。

○委員長（垣内秋弘）　コメントいいんですか。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司）　ただいまの山本委員のご意見を聞いていますと、何の根拠もなく金額を算定しているというようなご意見に聞こえ、私としては受けさせていたいただいんですけども、基本的に、先ほど申しました路線価につきましても、国が定めます路線価、それとあわせて市町村が定めます固定資産の路線価、この2種類がございまして、2種類につきまして、それぞれ地価公示価格というものを基準に持っていくんですけども、この評価額については、国が定めるものは相続税なり譲渡税を課税するに際しての資料に使われるもの。これが、基本的には公示価格の80%の評価というふうにされてございます。

固定資産につきましては、この地価公示価格の70%というような考えでございまして、先ほど委員ご指摘いただきました専門家のほうに見ていただいても、坪で3万程度、平米で9,900円程度というような今ご意見ございましたけれども、そちらのほうこそ何をもとに算定をされているのかというのが、私では納得できないという部分でございまして。

したがいまして、先ほど路線価を申しましたけれども、例えば6の1号線ですと、1万5,000円の評価に対して70%を掛け合わせた数字が1万5,000円ということになりますので、1万5,000円を0.7で割りますと2万1,500円程度の数字が出てくると。これが地価公示、要は土地取り引きをされるに際してのベースとなる価格になってくるというようなことでございまして、そのあたりも含め、ご理解い

ただいでのご発言であれば、私どもも再度検討していくということになるかと思うんですけども、そのあたりしっかりとご理解の上でご発言いただいているのかどうか、はっきりしていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） もちろんそれはわかります。理解していますし。先ほども言いましたけれども、手前にある須河車体の土地の評価額、公表されている部分でいえば先ほど言いました金額なんです。だから、最初に言いましたように、谷口委員も言わはったように、何で1つでやったかということが、そのところがね。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 先ほど須河車体さんを例に出されて調べたとおっしゃってございますけれども、それぞれ評価額を出すに際しまして、さまざまな負担調整なりというのがかかってくるというようなことがございます。須河さんの土地がどういったことで積み上げされて評価額が出ているかと。それは固定資産税の評価額をおっしゃっているんだというふうに思うんですけども、いう部分も調べていかないことには、ただ数字だけをとらまえてご発言なさるのはどうかなというふうに思いますので、一応お伝えをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。山本委員。

○委員（山本 精） そら言われることもわかりますけれども、こちら側で調べた中身ではそういうことやったんで。確かに、これに、先ほど言った須河車体で7,680円掛ける、売買するときには負担は7割がこの値段やということはわかりますし、それに掛けてやればもうちょっと1万何ぼになると思うんですけども、その点を含めてもやっぱりかなり高いんじゃないかなというふうに思うていますので……。

○委員長（垣内秋弘） ちょっと山本委員、もう少しポイントを整理してしゃべってもらわんと、何を言うてんのかこっちもさっぱりわからへんさかいに、きちっと整理してしゃべってください。

○委員（山本 精） はい。先ほども言いましたけれども、今買おうとしている土地の手前に須河車体の土地があります。それは、先ほども言いましたけれども、評価額が出たんが7,680円、1平米当たり。だから、それに実際の金額、考えたら、これが大体7掛けやということなんで1万ちょっとになると思うんですけども、そういうふうなことも含めて、それでもやっぱりかなり差があると思うんで、その辺をちょっとまた考えてほしいなというふうに思っています。以上です。



- 委員長（垣内秋弘） コメント要りますか。
- 委員（山本 精） いいです。
- 委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。浅田委員。
- 委員（浅田晃弘） 土地の価格につきましては、土地鑑定士によって算定されたものや  
ということで結構なんですけれども、これは将来できます宇治田原山手線に通じる重要  
な道路ですね、どうでしょうか。
- 委員長（垣内秋弘） 垣内課長。
- 建設環境課長（垣内清文） もちろん本町の都市計画決定をし、宇治田原山手を中心と  
した道路ネットワークを形成する1つの道路となるというふうに認識しております。
- 委員長（垣内秋弘） 浅田委員。
- 委員（浅田晃弘） そのような重要な道路でありますので、私はぜひとも早く土地を買  
収していただいて、完成していただきたいなと思います。これは要望にかえておきます。
- 委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。
- 討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。
- 議案第72号の討論を行います。
- 直ちに討論に入ります。討論ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。
- 直ちに採決に入りたいと思います。
- 原案に賛成の方の挙手を求めます。
- （賛成者挙手）
- 委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第72号、土地の取得については、原案ど  
おり可決すべきものと決しました。
- 次に、議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施  
についてを議題といたします。
- 当局の説明を求めます。木原産業観光課長。
- 産業観光課長（木原浩一） 議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災

害復旧事業)の実施についてということでございます。

宇治田原町営土地改良事業(平成29年8月18日発生8月豪雨災害により被災した農地農業用施設の復旧工事)を実施したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページに概要書をつけさせていただいておりますので説明させていただきます。

事業の目的といたしましては、平成29年中、平成29年8月18日発生8月豪雨災害により被災した農地の機能回復を早期に図り、農業生産の維持と農業経営の安定に資するというところでございます。

事業計画の概要といたしましては、8月豪雨災害により被災した農地(2件)について災害の指定を受け、本年度より国の補助によってその復旧工事を実施するというところでございます。

次に、3番目の計画事業費及び資金計画の見込みでございます。工種につきましては農地、事業費151万6,000円、資金及び負担計画ということでございます国庫補助金75万8,000円、これは事業費の50%でございます。町費60万6,400円、これは事業費の40%でございます。受益者負担ということで15万1,600円、これは10%となります。合計151万6,000円でございます。

応急工事の計画ということで、箇所番号1、2とあります。まず、1番目から所在地、禅定寺、地積が0.11ヘクタールということでございます。それと、工事計画といたしましては、コンクリートブロック延長4m。

次に、箇所2番目です。これにつきましては、宇治田原町奥山田、地積が0.03ヘクタールでございます。災害前の状況は、両方とも土羽のり面ということでございます。これはコンクリートブロック延長5mということでございます。これは両方とも着手及び完了につきましては、平成30年1月から平成30年3月までということでございます。

次のページに災害箇所の位置図をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

これで説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(垣内秋弘) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございますから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第73号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第73号、宇治田原町営土地改良事業(平成29年災害復旧事業)の実施については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会にかかわります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案については、12月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月18日月曜日午後5時までに議長宛てに提出ください。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の宇治田原町地域公共交通会議について説明を求めます。

垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、宇治田原町地域公共交通会議についてのご報告、説明を申し上げます。お手元資料を参考にしながら説明をさせていただきます。

来週の12月19日に予定しております第2回の宇治田原町地域公共交通会議、この内容について委員会でもずもってご報告、説明をさせていただきたいと考えております。今度の協議する内容の議題の中に2つございます。町営バスの利用状況についてということと、町営バスの利便性の向上について。

町営バスの利用状況についてですが、添付の資料1、これが利用状況でございます。

こちらにつきましては、過去の町営バスの利用者を含めて、比較したものを下にグラフであらわしているものでございます。8月、9月につきましては、ちょうど8月から町営バスにしておりますので増加しておりますが、10月、11月と少し前年度から比べましても減少傾向にございます。台風の影響など多少あるかとは推察しております。

また、次ページ、資料1の2枚目、コミュニティバスの利用状況です。こちらにつきましては、まさしくうなぎ登りに上がった8月から一気に10月は少なくなっており、これも正寿院さんの風鈴まつりの終了が影響していることとは思いますが、それでも11月には紅葉の時期とも相まって、また回復しております。これも台風の影響が10月にはあったかと思えます。ただ、前年度と比べましても、非常に多くの方がご利用いただいているというふうに感じておるところでございます。

それと、議題のほう、利便性の向上のほうなんですけれども、まず、ルート変更を町営バスで考えております。1枚めくっていただきますと、A3判、運行ルート図、これは既に今お配りしております時刻表の裏面にございます運行のルートを示しているものなんですけれども、昨年度実施いたしましたアンケートの結果を踏まえまして、利用頻度の高い町内のスーパーなどへのアクセスを実現していきたいと。そのためにルートの一部を変更し、このスーパーへアクセスできるように考えております。これによりまして、スーパー前のほうにルートを持ってくることで利用者のニーズに応え、また利便性の拡大、それから利用者の増加を見込んでいるものでございます。

次に、1つめくっていただきますと、空白地への対応でございます。こちら、空白地としまして赤丸をしておるところです。南上ノ山、立川糠塚上手、それと湯屋谷のそれぞれの谷、奥のほうまでということでございますので、それぞれにおいて空白地、町営バスもしくは路線バスの300m以上離れているところ、この地域として、また何らかの支援が必要な場所というところが空白地という考え方でございます。

ですので、今後また支援方法というのを検討していかなければならない。何らかの形で空白地を解消していかなければならないということで、次のページの比較一覧というのがあるんですけれども、横長になりましてちょっと見にくいんですが、ここにありますルートの延伸、それからタクシー補助、デマンド交通という3通りの分を今比較(案)として検討しております。それぞれ特徴がございます。

ルート延伸というのは、単純にルートを延ばす、空白地まで町営バスが回っていくということでございます。

タクシー補助というのは、その空白地のところに対して、通常のタクシーをお呼びい

ただければ一部補助をしようという考えでございます。それは空白地の方々が町営バスを利用するにもまだ遠いということで、こういったタクシーの利用が可能であれば、これの補助をすることでそこを埋めていこうという考え方でございます。

それと、デマンド交通というのはいろいろあるんですけども、デマンドといっても幅が広いものですから、これは事前に電話で呼んで、これも車両はタクシー系になると思いますが、乗り合いを兼ねたデマンド交通ということでございますので、事前に予約をして自宅からバス停までという形でございます。ですので、タクシーとの違いは何だということもあるんですけども、タクシーについては通常のタクシーと呼ばれる。一般的には民間のタクシー利用、それについて町のほうで補助していこうという考え方。

それと、デマンド交通というのは、タクシー系の車もしくはジャンボタクシーでも結構なんですけれども、ある一定のルートを通る、それと事前に予約をしなければならない、乗り合いを兼ねているということの条件が付きましますので、デマンド運行する場合には必ず車両を1台か複数台ストックしなければならないというところで、費用が非常に多くかかるというところがございまして、下の比較表でいうところのメリット、デメリットの中で費用が高くなるというところで三角マークはつけさせてもらっておるところでございまして。

ですので、ローコストというふうに考えますと、タクシー補助ではないかと考えます。ちなみに、タクシー会社に問い合わせますと、宇治田原町まで来てもらう分については当然無料ですので、呼ばれたところから行き先までの料金、通常のタクシー料金がかかる分であるということです。単純に補助金を幾らにするかというのは、今後、検討が必要ですが、今事務局では初乗り運賃の一部補助という程度を考えております。ですから、初乗り料金の数百円の分のうちの一部を負担することで、タクシーの補助というふうに考えております。

ルート延伸については、距離が非常に長くなったりしますので、ダイヤの調整が難しいというのが難点ではないかなというふうに考えておりますが、料金的には時間さえ今の時間内であれば大きく変動することは少ないのではないかなというふうに考えております。このあたりをまずはたたき台にしながら、検討委員会の中でご議論していただくかというふうに考えております。

それと、お手元の資料の中に、その他につきまして3枚ほどペーパーを入れさせてもらっております。1つ、ハートのまちを見に行こう、これは先日行いました周遊バスのことでございます。後ほど説明をさせていただきます。

それと町営バス「クリスマス号」を運行ということで、先日、新聞にも掲載していただきましたが、12月に町営バスにクリスマス飾りをつけまして、皆さんに楽しみながら乗っていただけないかなと。前回の地公会議の中でも、クリスマス号か何かイベントをするというようなことでバス利用の促進をするのはどうかというご意見がありましたのでこれを今回企画してみました。乗っていただいた方には、お菓子、あめなんですけれどもお渡しをしたりとか、今度の25日のクリスマスの日にはお子さん限定ですけれども、お菓子の詰め合わせをプレゼントしたいと考えております。これはちょうど冬休みにもなりますし、クリスマスということでタイアップして、この中でお子さんにもご利用いただけるようにというふうに考えております。

次に、あそびの広場、これは12月15日になります。これは本町の地公会議の会長であります井上先生に講演講師としてお招きをいたしまして、「子どもと公共交通の不思議な関係」というお題目で、子育て世代の方々に、子どもが公共交通に乗るということは非常に有意義なことである、いいことであるというような内容のお話をさせていただこうと考えております。既に支援センターと協議をする中で、かなりの方に周知させていただいております。このお話の後に、町営バスにも実際に乗っていただこうと思っています。バスは役場の前から出発しますので、支援センターでお話を受けて、役場の前まで歩いていただいてからご乗車いただこうと。バスに乗って、バスの中でもまたいろいろとお話を伺いながらいわゆる子育て世代の方に、今後ご利用度を高めてもらえればというふうに考えているものでございます。

それから、利用促進の関係になりますけれども、夏に小学生を対象にモビリティマネジメント、乗り方を子どもたちに説明する乗り方教室なんかをやったんですが、その子どもたちがまた今後どういうご利用をさせていただいているのかというフォローアップのアンケートも現在実施中でございます。そうすることによって、興味を持っていただいた子どもたちが忘れてしまわないように、また冬休みに乗っていただけるようにこの時期に再度アンケートを行って、ご利用の促進になればというふうに考えておるものでございます。

今後は、支援センター前のバス停を考えていきたいと思っております。先ほどのルート変更がちょうどサンフレッシュの前から役場の通りを通りますので、支援センター、いわゆる保健センターの横にもバスが運行ルート上になりますので、できればまたバス停という名前もつけながらそういうのを設けていければというふうに考えております。

15日のあそびの広場の中での感触も踏まえて、今後そういった検討の材料にしてい

ければというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。  
以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願ひます。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、説明聞きまして、町営バスのクリスマス号、あそびの広場、これはいい発案でもうちょっと早いこと気づいてほしかった。というのは、バスを利用してもっとイベントを多くして、一時私もいろいろ言ひましたけれども、エアバスとか言われた時代もあつて、もっとバス利用していけば、今まではちょっと縛りもあつたんで難しかったかもしれませんが、今度からは子どももフリーで乗れる時代になってきたんやからもっとイベントをやつてほしいと。これはぜひとも願ひしておきます。

それと、ルート変更ですけれども、最終的に早く決定していただき、でなかったら年寄りも私も含めて、一遍決めたもんをまた変えてもろたらね、時間でもそうですし、この前これやつたのにまた今変わったらもうこれ頭に入らへんような状態になるんで、一日も早くルートを決めていただき、なお、そこでバス停やね、それもできるだけ早いこと決めていただき、誰しも落ちついてその場所へ行つたらその時刻に乗れるように、それはぜひとも一日も早いことやつてもらふように、これは願ひしておきます。  
答弁要りません。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、町内観光周遊バス運行事業につきまして説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは続きまして、町内観光周遊バス運行事業につきましてのご説明を申し上げます。これもお手元資料をごらんになっていただきながら説明したいと思ひます。

去る10月15日と11月の土・日に運行いたしました観光周遊バス、この実施の結果についての報告とあわせまして今後の展開なんかを考えておりますので、そのことについてのご報告でございます。

まず、1枚めくつていただき、うじたわら観光周遊バスのアンケート結果がございしますので、こちらをごらんになっていただきたいと思ひます。乗降調査の結果ですけれども、延べ利用者数につきましては226名、実際の利用者人数につきましては

174名、先日、浅田議員の一般質問の答弁でさせていただきましたとおりの人数でございます。大体1日当たり二十数名の方のご利用だったかと思えます。

また、バス停別に見てみますと、やはり路線バスとしての利用が多かったのも、維中前で185人、次いで正寿院で144人、永谷宗円生家で32人ということで利用がございました。これは乗降ですので、乗られる方と乗った方両方の人数を足しております。ただ、文化センターのほうにも人数38名ございますけれども、これがふるさとまつりの日でしたので、これは当然ここから発着しておりますのでこちらは多いので、通常11月については4名か5名程度だったかと思えます。

また、居住別ということでアンケートの結果で見えてみますと、全体でアンケートは161名の方に調査できました。未回答の方もいらっしゃったり、外国人の方でアンケートができなかったり、小さいお子さんでできなかったりとかございましたので、乗車人数とは若干異なって少なかったのは未回答がありますので、161名の方の内訳で見ますと、居住地、町内利用者として町内にお住まいの方が22人、府内で30、近畿内で見ますと44、近畿外で見ますと61でございます。京都府外というふうに考えますと、105名の方がご利用いただいたということで、約6割は超えておるというところでございます。年齢別で見ましても20歳代以下の方が非常に多くて、しかも女性の方の割合が非常に高かったというのが印象的でございます。我々も、職員が同乗してアンケート調査とかいたしました、乗っておられる方はほとんど女性の方、しかも若い方だなという印象を受けております。これも正寿院に行かれる方がほとんどでございましたので、そういった効果があったのだなというふうに思います。

あと、移動手段としてのご利用が、ここが公共交通としての肝心なところではございますけれども、やはりバスをご利用ですので、路線バスでお越しになられる方が一番多くございました。特に、そういった方々は府外から観光目的でいらっしゃっております。路線バス、特にJR宇治駅から来られたり、京阪宇治駅から来られる方が多かったように思います。

ただ、今後こういったことで観光の方がふえるということは路線バスの利用者もふえるということですので、大いにこれに貢献していただいているので、我々もここに何らかの対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、ただタクシーですね、観光周遊バスが走ったことで、実はタクシーも常に維中前に常駐はいただいておりますけれども、バスに乗られるということでタクシーの利用が若干減ったようにも思います。公共交通の観点から、今後タクシーが維中前に常駐



しているという状態が町内の在住者にとりましても非常に利便性が高く、何かありましたらタクシーを呼んでもすぐ来てくれるというメリットもございますので、観光客の足をこの周遊バスだけで対応し、全てを周遊バスに乗れるように努力するなんていうことではなくて、タクシーとも共存しながら、そういったことも視野に入れながら今後は事業展開をしていきたいというふうに考えております。

それぞれいろいろなご意見、ご要望とかは伺っております。もうちょっとモデルコースを示してほしいであったりとか、泊まったところでPRをしてほしかったとかいうこともありました。ただ、周遊バスとはいいながら観光バスではないので、その点については非常に難しいんですが、乗り継ぎとか、それから今後は観光地のほうに大量に運べるように考えていくのがこれからの展開の仕方かなと思いますので、今後の展開についてなんですけれども、まず3月の末になりましたら路線バスが延伸されます、湯屋谷のほうまで。この湯屋谷に延伸されるバスと、我々の周遊バスがうまくタイアップして相乗効果の中で、それぞれがご利用いただけるように考えていきたいというふうに思っております。

3月から運行を開始し、おおむね9月から10月ごろまでは周遊バス、それと京都京阪バスの延伸路線等を進めていきたいと考えております。ただ、これも京都京阪バスがまだ実証実験段階ということにもなりますので、利用者が少ない場合には路線延伸もまた廃止される可能性がございますので、この点につきましても、町とも地元とも一致協力しながら頑張っていきたいところでもございます。

今の路線バスの延伸についてのイニシャルコスト分につきましては、今回、補正でご提案させていただいておりますので、また予算委員会の中でご審議いただきたいと思っております。

それと、運行の日なんですけれども、先ほど言いましたように3月から大体秋ごろを予定しておりますが、土・日、祝日で京都京阪バスは運行される予定でございます。本町の周遊バスも土・日、祝日と考えたいところなんですけれども、実は車両点検というのを、バス会社ではございませんので日ごろしておりません。ですので、それを土曜日の日に充てる以外に、ちょっとあいた日がなかなか車の修理会社とも相談するんですけれども、どうしても土曜日が点検なりメンテナンスに当たりますので、毎土曜日の運行は難しいと考えております。これも含めて今後の検討課題となりますけれども、できるだけ多くの日の運行を考えております。もちろん、それが来年度の予算にもつながってまいりますので、そのあたりも含めて考えていきたいと思っております。

それと、お茶の交流拠点ができますので、そこに人も誘導していきたいと。これが、京都京阪バスのバスだけではなくて周遊バスも含めて誘導していければというふうに考えております。バスダイヤについても、非常に検討が必要ではないかなというふうに考えております。それから、府外の利用者が非常に多かったというのが印象的でしたので、PRをするには町内ではなくて町外のほう、こちらに向けて発信するのが非常に重要ではないかというふうに考えております。

また、今回車両を使いましたのはハイエース、大型で運転手含めると14人まで乗れるんですけども、若干ちょっと乗れない日もございましたし、小さいのということと宗円生家であったりとか、正寿院さんであったりとか、遍照院さんであったりとか、そういった狭い道も入って行きました。ただ、この時期で、もうすれ違ったりが非常に困難であったことを含めると、今後、今年度の夏ごろのような状態ですと非常に難しいことも考えられます。

また、乗れる人数も限られておるということで、マイクロバスタイプのなごみ号のほうを運行したほうがメリットがあるのかなということも視野に入れながら、今後運行ルート、ダイヤ、運行車数、それと先ほども言いましたタクシーとの共存というんですかね、タクシー会社の利用者もおりますので、タクシー会社にも十分お仕事をさせていただけるようにそれぞれ考えながら禅定寺、猿丸神社を含めた運行ルートというふうにしていきたいと考えております。ですので、今後そういった展開を考えながら次年度の予算に反映させていただくことにもなっておりますので、よろしくご理解いただきたいというふうに存じます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1点だけちょっと気になったんですけども、今、土曜日だけですか、点検に入ると。そのときに周遊バス、何かチャーターで使うような車両があるのかな、その点をちょっと聞きたいと思います。レンタカーを借りるとか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町が今持っておりますバスが町営バスの2台、今のポンチョタイプというてちょっとマイクロバスのバスの形したものと、それとハイエースの形の2台でございます。毎土曜日ということができないというのは、車両を点検したりとか修繕するときに必要なところですので、前もって、急に車が故障したのかということになると突然バスが休みということになっても困るということも含めて、当初か

ら運行する日と運行しない日の土曜日を設けようというふうに考えたものでございます。

今、谷口副議長がおっしゃられている別個ということは、例えば緊急の場合ですと、大型車であれば京都京阪バスから借りることは可能です。ただ、小さいハイエースタイプがございませんので、大きいバスタイプであれば、今までも緊急時に京都京阪バスのバスを借りながら代替運行したことがございますので、それは可能だと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。無理ならしやうがないと思いますけれども、できたら何らかの形で代車があれば土・日のことやし、観光シーズンに入って観光客が来たときに路線バスは入るわ、それからの足が欠落する場合、ちょっと考える余地があれば考えてください。これは答弁要りません。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

これにて建設環境課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管の都市計画変更について説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） すみません、よろしくお願ひいたします。

まず、都市計画変更についての説明の前に1点、皆様方にご報告をさせていただきたいというふうに思います。前回、10月の委員会でもご報告をさせていただいたんですけども、宇治田原山手線の緑苑坂以北にかかります用地の関係でございます。まだ未買収地、未契約地があるということで議員の皆様方にもご心配をおかけしてきたところでございますけれども、12月初旬におきまして地権者の方の事業へのご理解をいただくことができまして、契約へと進ませていただくことができました。したがって、支払いのほうはまだ終わっておらないんですけども、一応宇治田原山手線の緑苑坂以北部分に係ります用地全てにつきまして取得見込みが立ったということになりましたので、まず、この1点だけご報告をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、都市計画変更に当たっての説明なんですけれども、説明につきましては、谷出補佐からさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷出プロジェクト推進課課長補佐。

○プロジェクト推進課課長補佐（谷出 智） 失礼いたします。そうしましたら、都市計画変更について私から説明させていただきます。

資料につきましては、お配りしておりますのが、12月23日に今般の都市計画変更についての住民様向けの説明会に使用させていただく資料にて、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1ページ目の後段でございます。都市計画とはというところでございます。都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地や基盤施設用地、緑地・自然環境等を適正に配置することにより、農林漁業との調和を図りつつ、健康で文化的な住民生活や機能的な都市活動を確保しようとするところが都市計画の趣旨でございます。

1枚めくっていただきまして、都市計画につきましては、種類多くございますが、今般の都市計画変更につきましては、上段に書かせていただいております用途地域、地区計画、都市計画公園、この3つの計画の変更なり、決定なりをさせていただくというところでございます。

一番上の用途地域についてですが、土地利用の大きな枠組み・方向性を定めるものとして、住宅地・工業地・産業地等の目的により指定を行い、建物の用途・容積率・建蔽率等を規制・誘導する制度でございます。

真ん中の地区計画、こちらにつきましては、一定程度まとまりを持った地区を対象にその地区の実情に合ったよりきめ細かい制限を行うことができるという制度でございます。

最後、一番下ですが、都市計画公園というところで、防災や避難場所の確保、住民の皆さんの健康、文化的な生活に欠かせないものであるという観点から整備を目指していくというところの都市計画でございます。

2枚めくっていただきまして、上段になります。こちらが宇治田原町の現在の都市計画の概要でございます。宇治田原町につきましては、8種類の用途地域、全体で約400ヘクタールの指定をしているところでございます。

下の段にいていただきまして、今回の都市計画変更の目的でございます。平成28年3月に策定いたしました第5次のまちづくり総計との整合を図るために、平成28年11月に本町都市計画マスタープランを改定したところでございます。下にあります図が土地利用構想図というものでございますが、赤丸で囲った地域、新市街地の地域でございますが、当該地を新たにシビック交流ゾーンに位置づけ、公共・公益施設等をはじめとした住民サービス機能と住宅・産業・工業機能の複合する拠点整備を推進することから、その実現に向けた都市計画の変更を今般行うものでございます。

また1枚めくっていただきまして、上段のほうです。今回の都市計画変更の概要でご

ざいます。新市街地の部分につきまして、用途地域・地区計画の変更区域、また宇治田原中央公園というところで、都市公園の決定をさせていただくというような概要になってございます。

下の段につきましては、用途地域の変更の区域のアップでございます。新市街地、砂利採集跡地や一般農地等を含む約39.9ヘクタールの部分、現在は工業地域という指定を行っておりますが、1枚めくっていただきまして、上段ですが、準工業地域というところに変更させていただきたいというふうに考えております。

下段のほうに変更についての理由を書かせていただいております。当該地につきましては、シビック交流拠点として、公共・公益施設等をはじめとした住民サービス機能や住宅・産業・工業機能の複合する拠点性を推進していく必要があると。そのため、工業系の土地利用の誘導が主であった工業地域から、より複合的な土地利用の誘導が可能となる準工業地域への用途地域への変更を行うというところでございます。

1枚めくっていただきまして、次は、地区計画でございます。地区計画の目標といたしまして、左側になりますが現行のほうは、当地区は北に国道307号に近接し、南に都市計画道路宇治田原山手線が接する広大な地区で、民間の工業用地開発が行われようとする地区であります。そこで、地区計画を定めることにより、用途の混在による工業環境の悪化を防止し、工業地域にふさわしい良好な生産環境を形成し、保全することを目的とするというところで現行ではなっておりますが、用途地域の変更により、工業系の誘導を目指した現行の地区計画目標から用途変更を受け、より複合的な土地利用の実現を目指すために、右側でございますが変更後、当地区は北に国道307号に近接し、南に都市計画道路山手線が接する広大な地区であり、シビック交流ゾーンとして、宇治田原町役場の移転を含めた公共公益施設等をはじめ住民サービス機能と住宅・産業・工業地域の複合する拠点整備が予定されている地区であると。本計画では、それぞれの機能に応じた特色あるまちづくりを進めるとともに、計画的な市街地形成を図ることを目標とするというようなところで文言のほうを修正させていただいております。

その下、土地利用の方針、もう一つ下の建築物等の整備の方針につきましても、同じような理由で文言修正をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、次は、都市計画公園の決定でございます。町道南北線、宇治田原山手線交差部分のところに庁舎移転を決定させていただいておりますが、その隣接に都市公園約2ヘクタールというところで決定させていただきたいというふうに考えております。

下段のほうに決定理由を書かせていただいております。シビック交流拠点としての位置づけに合わせて、住民の憩いの場や災害時の緊急避難場所として機能する公園を整備するため、宇治田原中央公園を新たに決定するというところでございます。

1枚めくっていただきまして、A3の資料をとじさせていただきます。こちらは、現在素案を策定中であります当該都市公園の基本計画でございます。今の時点では抜粋部分のほうでご説明させていただきたいと思っております。

公園コンセプトといたしましては、やすらぎとぬくもりを感じられるうじたわらの“しばふのリビング”というところで、住民の皆様がこれからも住み続けたい・住みたいと思える“やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち”を目指して、誰もが自分のリビングのようにくつろげるやすらぎの場となるとともに、住民の皆さんや観光客の皆さんが憩い、人々のぬくもりを感じられるような交流の場として、新庁舎とあわせてまちの顔となっていくところを目指すというところでございます。

その下に、基本方針を5つうたっております。健やかな暮らしに役立つ公園づくり、宇治田原の自然を感じながら快適にすごせる公園づくり、人々が集う活気あふれる公園づくり、子育てと学びの場となる公園づくり、安全安心な暮らしのための公園づくりという5つの基本方針を立てております。

そちらの右側に整備方針としまして、より具体的な整備内容についてそれぞれ5項目について書かせていただいております。

その右につきましては、対応する主なゾーンというところで、樹林の散策道、芝生の広場、木立の広場等々ゾーニングを指定しております。そのゾーニングにつきましては、上の図面に図示させていただいております。

1枚めくっていただきまして、本公園の平常時のゾーニングおよび利用イメージでございます。それぞれ芝生の広場、木立の広場、樹林の散策道というところでゾーニングをさせていただいており、より利用イメージが湧きやすいように写真のほう、イメージ写真として載せさせていただいております。

なお、左側の中段に子育てプレイエリア、その下にふれあい広場とございますが、こちらにつきましては新庁舎として整備を進めさせていただきますが、都市公園と一体的に検討することにより、より広がりを持った空間として活用できると考えられることから一部載せさせていただいております。

また1枚めくっていただきまして、こちらのほうは災害時におけるゾーニングおよび利用イメージでございます。庁舎を災害対策本部といたしまして隣接のところに救援活

動拠点、その隣に避難広場というところを設定してございます。これも先ほどと同じように、利用イメージ等をイメージしていただきやすいように写真等を載せさせていただいているところでございます。

1枚めくっていただきまして、こちらにつきましては、災害時における時系列ごとのゾーニングでございます。こちらは災害時に求められる機能を災害時の各段階で想定し、施設の規模を想定していくというものでございまして、町防災計画であったり、京都府地域防災計画、また東日本大震災や熊本の地震をもとにして作成された国のガイドラインを参考につくらせていただいております。

一番左、直後段階、発災から3時間程度を想定しておりますが、まずは、一時避難場所として各地区の公民館等が指定されておりますが、建物の倒壊等により、より安心できる場所を目指して住民の皆様が多数集まられるということが想定されます。

その右、緊急段階でございますが、3時間から3日後程度というふうに想定しておりますが、家屋倒壊等で自宅へ戻ることのできない避難者の方、一部いらっしゃると思いますが、一時的な避難生活、例えばテントというようなところでの場になっていくというのが想定されます。一方で、消防、警察、自衛隊等の活動拠点として、緊急車両の出入り等が多くなっていくという段階かと思っております。

一番右でございますが、応急段階、復旧・復興の段階、おおむね3日以降になりますが、避難者の方は徐々に減っていくと思われませんが、引き続き救援活動の拠点としての場が想定されるということで、この3段階について、それぞれのゾーニングというのをその下の図面のほうでさせていただいております。

いつときの避難場所としての広場面積を多くとった時期から、真ん中に移行しまして、緊急段階では広場面積を多少縮小して緊急活動の場を多くすると。応急段階に至っては、広場面積をもう少し小さくして救援活動の場というのを最大限広げていくというようなところをこちらの図面のほうで示しております。

その下につきましては、それぞれの必要面積、スペース等の根拠となるようなところを書かせていただいております。

以上が、公園の関係の計画で、年中に素案を策定いたしまして、年明けにもパブリックコメントで住民の皆様のご意見を伺い、2月には策定ということで、現在のところ計画しております。

次、めくっていただきまして、スケジュール的なものですが、本都市計画決定につきましては、今後、住民説明会の開催をさせていただきまして、また年明けには都市計画

案の都計法に基づきます公告・縦覧をさせていただき、住民様のご意見を意見書としていただくというところでございます。

そうした意見を踏まえ、2月に町の都市計画審議会、現在この案件につきましては諮問をお願いしております、2月の都市計画審議会で答申をいただけたらなというふうを考えております。その手続を経て、年度内に本都市計画決定告示を現在予定しているところでございます。

以上が都市計画変更についてのご説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 大体理解できますけれども、最後のページ、住民説明会の開催はいつごろ、回数は何回ぐらいされますか。

○委員長（垣内秋弘） 谷出補佐。

○プロジェクト推進課課長補佐（谷出 智） 住民説明会につきましては、12月23日、文化センターの研究室1で開催させていただくというところで考えております。回数につきましては、今のところ1回というふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。何も別に言うことはないんですけども、A3の4ページ、カラーでゾーニングの説明、利用のやつありますけれども、予算もあることでこれ全てができるかできないか、それはわかりませんが、素晴らしいと思います。これの最後でしたか、救援活動拠点、今見せてもらった段階ではいいと思うんですけども、もうちょっと研究する余地は残っていると思います。

このでっかい調整池、いろいろな各地の市町村を見せてもらっても調整池、何も使っていないし利用もしていない。これを何とか利活用するような方法はないもんか、そこはちょっとこれから考える余地があると思います。余りにもでっかいもんでね。このままずっと、いつまでこれが残るのかわからんけれども、これ、このまま維持するだけでなく何か活用する方法、面積もでっかいし、ただでもらう場所でもないんで、相当な買収額いってるもんでね。水があつたら魚入れて養殖するとか例えばの話、委託して釣り堀するとかのほうに、範囲内でできることなら一遍それも考える余地は十分あると思うんで、どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 議員ご指摘のとおり、私どもも何とか利用できな



いかということはもちろん大変大きな敷地を使うということになりますので、いろいろと検討させていただきました。まず、1番目に考えましたのが、公園と一体になった修景池うか、公園と一緒に水辺でというようなことも考えたんですけども、逆に、そうしますとこれ以上の調整池の面積をとるというようなことも想定されましたことから、この考え方はちょっとできないなというようなことで判断をさせていただきました。

あわせて調整池の基本的な機能から考えますと、今何点かご提案をいただいたわけなんですけれども、水をためおくということをしてしまうと、降った雨をその分ためられないというようなことにつながっていきますので、やはり下流域の住民の方々の安全性、また糠塚川の治水の安全性というようなところからしまして、やっぱり調整池、防災池に特化した池にしていくべきではないかというような判断になったところでございます。ただ、ほかにうまく利用できるような方向は、まだまだ考えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうをお願いできたらというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） いや、例を挙げたんは、そない水いっぱい張って釣り堀とかそういう意味ではなくて、それはわかります。ふだんはほとんど水が入っていない、中にずっとヘドロがあるぐらいで。そういうところでしたら、まだほかにも何か考えたら活用できると言うんで言うただけでね。

1つだけ注文つけたいのは、太陽光だけはやめてもらいたい。やっているところもあるんです。池の上やからその上で、草も生えへんし管理もしやすいし、それだけはずいともやめてもらいたい。それだけ注文つけておきます。以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

これにてプロジェクト推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管のお茶の京都交流拠点整備推進事業湯屋谷茶工場改修工事の進捗状況についてを説明求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 産業観光課所管のお茶の京都交流拠点整備推進事業湯屋谷茶工場改修工事の進捗状況についてご説明を申し上げます。資料をごらんいただきたいと思っております。

工事名、請負業者、請負金額、工期につきましては、10月の委員会でご報告させてもうたとおりに記入をさせていただいております。

今回の事業の変更部分につきましては、次の表を見ていただきたいと思います。屋根・外壁工事、内装工事、外構工事、設備工事ということで4つのこまであげさせていただきます。黒い矢印が当初、変更ということでちょっと薄い黒っぽいやつで、上の2段のほうはそういうことで変更をさせていただきます。

その変更点につきましては、この用紙の一番下に変更点というところで記入をさせていただきます。屋根・外壁工事について、外壁仕様の変更に伴い完了予定を1月中旬に変更。次、2番目の内装工事について、スクリーン幕のレール下地取り付けを前倒しにしましたので、ちょっと着工が早くなったということでございます。全体の工程の完了予定は変更なしというところでございます。

それと、表の下にあります、2月25日時点の進捗状況ということで、トイレ、建具、家具、内部器具等がまだ未設置というところでございます。次、25日の活用計画ということで、2月25日までに正面入り口付近は家具等の搬入がないため、広いスペースがあります。そのスペースを活用し休憩、内覧等ができるように検討しているというところでございます。

それと、表の2月のところに2月25日の内部公開ということで記入をさせていただきます。これにつきまして、この工程表に記載しております内部公開の日付は、本町のお茶の京都博エリアイベントである全国茶香服大会の開催予定日に合わせて実施するものですが、この件について1つ補足をさせていただきます。平成30年2月25日に開催を予定しております全国茶香服大会ですが、開催予定日と同日に宇治川マラソンが開催され、宇治市から本町へのアクセス道路に交通規制が引かれる予定となり、宇治方面から車で本町に来町していただくのに迂回していただかねばならないことや、運行を計画しております宇治方面からのシャトルバスが迂回すると所要時間が普通に来るのと2倍以上かかるということになり、イベント開催に支障を来すおそれが生じてきましたので、そのため各関係機関とも協議し日程の変更の可否について検討してきたところでございます。このたび開催日を平成30年3月4日日曜日とするめどが立ってまいりました。各社と日程の調整が完了し開催日程が正式に決定いたしましたら、議員、町民の皆様にお知らせさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） すみません、変更点ということで屋根・外壁の工事の仕様が変わると

ということなんですけれども、どのような変更を望んでおられるのか、教えていただけますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 外壁工事につきまして、施工方法と外壁はスレートでできておりますけれども、その一部取り外しをして、それから補修をしていくといったところで計画をしておりましたところ、施工方法を施工会社と協議しました結果、取り外し部分を拡大したほうが施工しやすいということと、それに伴いまして仕様の変更をしまして、それに検討させていただいたことをもちまして期間を若干延長させていただいたというところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） それは湯屋谷地域、区長さんの了解とかそういうのは、こういうふうに変えましたよとか、そういう話をさせていただいていますよね。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 施工変更部分につきましては、区の方とも話をしまして、その点で共通認識を持って進めているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 了解しました。茶工場の改修工事は、湯屋谷の皆さん方、特にやんたん未来プランのワークショップとかに参加してもらっている皆さん方の中で、自分たちが考えた意見が反映された自分たちの思いが詰まった建物が、今後、何の障がいもなく設計書どおりに、また期限どおりに完成できるのか心配されている人が多いわけなんですけれども、この建物が無事に設計書どおりに完成できるのかどうか、そういう改修工事の工程表とかで進捗状況を管理している人がおられると思うんですが、それは役場の職員さんがやっておられるのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 工程につきましては、役場職員、設計業者、施工業者と三者で協議をしながら、全体の工程が現時点でどうなっているかということと、それから今後の計画につきましてしっかりと打ち合わせをしながら、三者で確認をとって進めているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 三者でやっておられるということで、それはたびたび打ち合わせいうことでやっておられるのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） はい、定期的に実施をしております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） しっかりそういう打ち合わせをしていただいて不備なことが起こらないように、いいイメージを建物に持っていただけるように、特に湯屋谷の皆さん、あそこは入り口ですのでしっかり見ておられますので、そのあたりを心配します。いいイメージで運営が開始できるように、しっかりと工事工程表に従って工事を進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑の方、谷口委員。

○委員（谷口重和） 浅田委員がほとんど言われましたけれども、前にもちょっと指摘しましたけれども、東京のコンサルというのを使うとやっぱりちょっとぐらいは支障が出てると、個人的に思うんです。それはさておき、今工事は進んでいるんで、これも委員会以外でも指摘しましたけれども、壁面のスレート、もう大分年数も過ぎているし大丈夫か、ふくところは錆びてますよ。結局、結論が出たのは、全部張りかえやと。それでコスト的に最初の積算とイコールするのか、イコールするならそれはいいことですがけれども、工程的にも参酌するのか、はたまた伸びるのか、いろいろ話ししながらも話もさきに聞いていますけれども、これだけの工事するのに、最初にきちっと設計できていれば後で変更とかそんななれへんはずや。今さらそんなもん、もう言いわけしかできないから聞きませんけどね。

それと、一つ注文つけたいのは、これを請負業者とかにかぶせてしまうようなことは、それは絶対避けてほしい、今後もあることやから。以前にも、それもちょっと言いましたけれども、余りにも遠いところのコンサルはそらいいとは言えません。なおかつ、地元と、ちょっと小耳に挟んでいますけれども、意気投合し過ぎ。それ以上は言えませんから言いませんけれども、もうちょっとそこらも慎んでやらんことには、個人の仕事と違うねんからね。

これもちょっとここで聞くだけ聞いておきます。壁面は施工上、張りかえで小波スレートやと。普通、一般人からして、日本人的感觉からしたら小波スレートは工場。もう小波やったから小波張るんです。それはまあそれでいいけれども、どうせさらを張るんでしたら平板張るとか化粧板張るとかデザイン板張るとか、今物すごいものが壁板あります。そういうこともやっぱり考えてやってもらわんと、それもコンサルが近くにいると、月2回、3回の打ち合わせが毎週5日に1回とか、呼んだらすぐ来てくれるけれ

ども、新幹線に乗って来てもうてたらそんなもん時間かかるし費用も要るし、それは指摘して、屋根、大波ですね。これもやっぱり差しかえしやんならんとこもあるし、補充しやんならんとこも、穴あいてるところは補充しやんならん。割れてたら差しかえしやんなん。これは最初の積算では、どれぐらい積算してました。何枚ぐらいの張りかえするか、一応トータル金額出ているから積算はあつたはずと思うんですけども、あつたら教えてください。なかったらないで結構です。大ざっぱでやったということです。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） すみません、確かな数字はただいま申し上げられない部分がございますけれども、壁につきましては、当初の設計におきまして、きっちりと撤去する部分、張りかえる部分ということを明示しておりましたが、屋根につきましては、基本的には当初設計におきましては、見た目に屋根、穴があいている部分が数カ所ございまして、部分的な補修をやることを前提に当初設計はしておりましたので、数量的にはほとんど上がっていなかったかと屋根につきましては、再度設計書の内容を確認させていただきまして、あと、これから現地、屋根の部分につきましては本当にどの部分を差しかえるか精査いたしますので、その件につきましてはまた町と請負業者と設計を交えまして、きっちりと必要な部分については設計の中に反映させていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それをまた後日、次の委員会でもできる範囲で報告ができれば報告したいと思います。まだいろいろ聞きたいこともあるんですけども、まあまあこの程度にとどめます。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分にかかわります各課所管事項報告についてを終了いたします。

次に、日程第4、その他を議題といたします。何かございましたら挙手願います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） これもよい意味でちょっと状況を聞きたいんですが、ふるさと納税の関係でございます。ことしの9月に、こういう形でリニューアルのパンフレットをつくられて、私が見てですよ、非常にセンスのいい内容だったと思いますので、まあ

まあ非常によいできばえかなというふうに思っています。このときにちょっとお聞きしているのは、9月27日の時点で100件、180万という形で報告をいただきました。それ以降、一、二カ月経過して、その後の状況がどういうふうになったのか、その辺ちょっと確認しておきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ただいま申していただきましたように、本町のふるさと納税、昨年度からそういうカタログを使用して納税いただくようになりまして、この9月27日から新しいカタログでバージョンアップいたしましてリニューアルして進めておるところでございます。ちなみに、これまでいただいた額でございますが、4月から11月末までで私どもに頂戴いたしました額と件数をまず申し上げます。11月までで383件、額にいたしまして690万5,000円をいただいております。これは4月から11月末まででございますので、先ほど申していただきましたように、このうちリニューアル後、9月27日以降、要は10月、11月分の2カ月だけで194件の348万円いただいております。

（「もう一回、すみません」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（奥谷 明） はい、2カ月で194件、348万円。

したがって、先ほど11月までで690万5,000円と申し上げましたが、これのうちの約半分がもう10、11の2カ月でいただいたと。4、5、6、7、8、9の額と10、11の2カ月の額がほぼイコールであるというような状況でございます。したがって、リニューアル後が非常にいいという状況になってございます。ちなみに、12月は現在まだいただいておりますが、これがさらにまだたくさんいただいているような状況でございます、これは特に税額控除の関係がございまして、来年度の控除を受けるためには12月末までに納税いただく必要がございますので、本町に限らず全国的に今駆け込み、こういう表現がいいのかあれですけども、駆け込み的な納税をたくさんいただいておりますので、ちなみに12月ですと、12月現在まだ半ばですが、今月だけで約200万ほどいただいております。このペースでいきますと、今月で約300万を超えとなりますと、先ほどの分と合わせまして4月から12月末までで1,000万を超えるのかなというような見込みでございます。現状このような状況であるということで、非常にたくさんの納税をいただいております。

したがって、今回の補正予算にも上げさせていただいておりますが、一定返礼品がいただいた額の約3割を返礼して、さらに送料等を含めると、トータルいただい

た額の4割相当の支出の予算計上をさせていただかないかんですけれども、その見合いの現在見込んでおります額を補正予算計上もさせていただいております。また、これにつきましては補正予算の特別委員会でご説明申し上げたいと思いますが、当初見込みよりこれだけたくさんいただいておりますので補正で歳入歳出それぞれ出させていただきますので、またその際にご審査賜ればと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 非常によい反応、反響でありますので、むしろ返礼品の対応なんかでご苦労いただくということになると思いますが、これはいたし方ないことなんで。今後の問題として、特に今までの経過の中でクレーム的な問題というのはいないですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） クレームというよりも、やはりこれだけ件数を、1日当たり十数件いただく、それが基本的にメールとかで、ふるさとチョイスというシステムでやっただいていただいている方がほとんどでございますので、メールとかで毎日その情報が入ってくるんですが、寄附金控除の証明書はいつ来るんだとか、返礼品がまだ来ないんだけれどもどうやというようなケースが、ぼつぼついただくケースもございます。そのあたりも1件1件、私どもはしっかりチェックをしておりますので、ご質問とかご意見をいただいた分には、その都度早急に対応するようにしてございます。大きなトラブルという点ではございませんが、そういうようなお問い合わせがぼつぼつあるというような状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 非常に特産品を扱った中で、宇治田原町は地域的にどこから見えているかわかりませんが、全国的に発信できるということで大変喜ばしいことだなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう一点、よろしいですか。

○委員長（垣内秋弘） はい。

○副委員長（松本健治） ちょっと1点、変わりますけれども、産業観光の絡みになりますが、それでもよろしいですか。

○委員長（垣内秋弘） 答弁者いるんだ。はい。

○副委員長（松本健治） 1点、西ノ山の関係でございますけれども、11月完成ということで当初予定を聞いておりますが、もうほぼ完成というふうに見たらいいんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 現地におきましては、当初予定しておりました分につきましてはもう完了している状態でございます。現在、実際のところ今ちょっと工期延期のほうも考えておりますのが、のり面といいまして土を盛って展望台のステージをつくっているわけですが、その土の盛ったのり面、斜面のところの今後雨による侵食等、崩れを防ぐために今ちょっと芝を張ったらよいかとかいうことを今現在、検討しております。ですので、当初分計上していた分につきましては現地完了しております、今はその点、のり面の保護について協議をしております、その辺で少しまた工期延期ということで考えている部分がございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 副町長、ふだん、そこ通っておられますね。

○副町長（田中雅和） いえ、違います。

○副委員長（松本健治） 違うんですか。きっと通っておられるだろうと思って聞いたんですけれども、私も時々通りますけれども、イメージとして、イメージ図を前にいただきまして実際完成したイメージ図を見ましても、非常にちょっともう少し何とかならないもんかなというふうに思っています。それは何かと言いますと、今もこういう開発したところですから余計にそういうふうにイメージするんでしょうけれども、いわゆる土の状態でぽつんとああいう展望台があるという、そこに階段がありまして、今ちょっと私もそのことを言おうと思っていたんですが、のり面があって、先般の雨なんかでもう既にちょっと崩れている、そういうようなところに水路ができてしまったりしているんです。

こういう状態で、これから皆さん方にお越しいただいて、もともとの話は西の玄関口の、城陽もありますけれども、一方の入り口の玄関口としてのイメージを、やっぱりこういうのは今までのようにペンペン草が生えているという状態から、もう少しきちっとした状態にして、そこから茶園をまた宇治田原町の町並み、自然を見てもらおうということであそこに、そういう経過があったというふうに思うんですけれども、段階的にという話も聞きましたので、そのことも含めてもう少し今の時点で対応できることがあれば、今、のり面のことはこれはもう必ずやらんことにはどうにもなりませんからお願いしておきたいと思うんですけれども、やはりもう少しああいう場所である以上、イメージ的なことも配慮してもらわんと、せっかくのああいう場所を設置していただいた、非常にこれはいいことでもありますけれども、少し残念な状態であるというふうに思うんで



すが、もう一度ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 私も毎日ではないですけども、横は時々通っておりますのでそういう思いで、今副委員長もおっしゃいましたように、今のままというのはやはりまだ整備が不完全だというふうに思っております。従前からお話はどちらもさせてもらっていますけれども、トイレがまずは必要だというのは思いますし、また屋根も必要ではないかと。あその場所は玄関口というお話もありましたけれども、あそこに上がりますと、町の全体ではないですけども眺望の大変いいところがございますし、目の前に茶畑が見え、そして町も一定俯瞰できますのでそういう面で展望といいますか、休憩といいますけれども、そういう面からしますと少し表現が悪いかもしれませんが、小ざれいといいますか、やはり入ってみたいくなるようなそういうのにさらに工夫をして、どういった設備というのは今後もいろいろ検討を進めていきますけれども、段階を追わなければいけないかもしれませんが、玄関口にふさわしいものとしては今後とも努めていきたいというふうに思っております、まずはトイレ等には手をつけていきたい、こんなふうに思っているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、それぞれイメージで状態を見ておっしゃっていただきましたけれども、まだもうちょっとだという感じを副町長もお持ちなわけですね。今後そのことを頭に置いて対応をお願いしたいのと、もう一つは、オープンをいつにするのか、これはどういう状態になりますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 当初は秋のシーズンのイベントですとか、お茶の京都博とかも考えていましたが、いろいろ中止になったり、その後、今もこの状況で、もう少し完成にしっかりと時間をかけたいというのがありますので、冬のシーズン、今のところ何かイベントに合わせてというところがございませんので、まずは目標としてはお茶の京都博のエリアイベントの全国茶香服大会、3月5日ということで今調整を進めておりますけれども、そういったときに何か利用ができないかなというふうなことは今検討中でございますけれども、正式にいつということではちょっとまだ検討中ということでございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） せっかく、一方ではできたわけですからもう少し早く対応願え

れば非常にありがたいんですが、そういうところにポイントを合わせてということはある程度仕方ないかなというふうに思います。

これからのことなんですけれども、あそこの仕切りというんですか、あの周りの、その関係がちょっとあのままでもいいのかどうか。それと、もう一つは、これからあそこに置く場合、例えば懸念されるのはバイクだとか、ああいうちょっと行為的に危ない行為をされている人の集結場所になったり、いろいろな心配事も懸念されるんですけれども、その辺の維持管理、それから管理体制をどういうふうに考えておられるのか、これも確認しておきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご指摘のとおり、あそこができ上がった後に今の状態のままでしたら自由に入れる状態になっておりまして、副委員長ご指摘のとおり、懸念される部分については担当課でも課題として認識しておりまして、正直なところ今結論までには至っていない状況でございます。ですのでその辺をどう対応していくか、日ごろの運営方法をどうしていくかということも踏まえまして、仕切りの仕方、警備の仕方というのはもちろん考えていかなければならないということを認識しておりますので、もう少し時間をいただいて最終運営方法を決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、ご回答いただいたわけでございますので、これから検討されるということですが、ちょっとその辺も含めて万全を期していただきたいなということ要望しておきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 大体整備のほうは、今、松本副委員長がおっしゃられましたけれども、のり面ですね、もちろんこれは検討までもなく一日も早く芝を張るか吹くか、何とか手を打ってもらいたい。まして、その上にできたら私のイメージですけれども、茶を植えて、管理は集団茶園の皆さんにちょっとお願いして整備するとか、やっぱりこれだけ宇治田原はお茶のまちでPRしてるのに、展望台つくるわ、下の茶畑は今きれいやと思います。そのぐるりもやはりそんなもん、それが一応ガードにもなるしやね、そこらもちょっと考えてやってもらいたい。なおかつ、草も生えないし、後のメンテナンスは集団茶園の人をお願いしときゃ、それぐらいはしてくれると思うんですけれども。

きれいになっていると思うんですけれども、あの茶畑、私個人から見たらもう少しき

れいにしてもらいたい。というのは、下のほうに何か物が置いてあったりするのが多々あります。それも担当課から、逐次、法人さんに意見するとか、お願いするとかそれはやってもらいたい。

また確認ですけれども、その土地についてちょっと聞きたいんです。今現在やられました所有地は、全て町独自の所有地ですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 展望台のところは、もう町有地でございます。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 先ほど答えました展望台がある場所は町有地でございますけれども、今回施工箇所につきまして、一部生産森林組合さんのところの分の土、前はそこに残地の土を盛っておったところがありますけれども、今回台をつくるに当たりまして、その部分の土を持ってきたということで若干その部分が入っております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それは生森側とは協議できてあったんですか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 生産森林組合の役員さん、それから理事会でのご説明というのをさせていただいております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それは着工前か後かどちらですか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 工期の着手よりは後になります。その土地をさわる  
ときよりは事前にお話をさせていただいているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） やはり他人の土地をさわるのは、先に了解のもとにやってもらいたい。了解あればそれでよろしいです。それだけちょっと聞いただけです。

あと、さっき松本副委員長も言われましたけれども、上から下に歩道ですか、木の丸太の階段ですか、あれはあのままで植栽も何もなしに芝張ることもなしに、あれはあれで維持できますかな、あのままで。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 現状、意見いただいたとおり、丸太の階段として施工しておりますまして、踏み面といいまして、踏む面につきましても、今細石転圧でしております。

ですので、今、駐車場部分も細石転圧で終わっておりまして、階段部分につきましても細石転圧で踏み面は仕上げておりますので、基本的には現状は第一工事といたしましてはあの状態で完了、もちろんとしております。ただ、駐車場につきましても今後舗装は必要ですし、あと階段につきましても次の工事の中で何が最適かというのはちょっと考えていかなければならないなと考えているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これ最後ですけれども、その部分ののり面のところで、真ん中で雨もないのにちょっと緩んでいるところが見られました。その部分を先に手を打って何かの形で工事やらんと、雨降ってまたそれからぶすっと湧いてくることも考えられるんで、それだけもう一回チェックしてください。それはお願いしておきます。以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。当局から何かございせんか。

（「ございせん」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） なし。事務局から。

（「ございせん」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） なし。ないようでございますので、日程第4、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件及び所管事項報告の審査を終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。また、町の当局におかれましても、詳細な説明資料作成等ご苦労さまでございました。第3四半期も終盤に差しかかり、残すところ3カ月になろうとしております。

また、委員会所管にかかわります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後におきましても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定をいたしております。1月22日午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時48分

宇治田原町議会委員会第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長            垣   内   秋   弘